

令和8年2月5日  
清掃・リサイクル部  
管 理 課

## 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

### 1. 主旨

令和8年4月1日付けで予定している組織改正により環境政策部と清掃・リサイクル部が統合することに伴い、清掃・リサイクル部で所掌している世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下、「清掃・リサイクル審議会」という。）を世田谷区環境審議会に統合することとしたため、当該審議会に係る規定を削るとともに、引用法令の改正に伴う所要の改正を行う必要があるため、世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例を令和8年第1回区議会定例会に提案する。

### 2. 改定内容

- (1) 清掃・リサイクル審議会に係る規定を廃止する。（第11条第1～5項）
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の改正に伴い、当該法令から引用している関係規定を改正する。（第39条の3第2項）

### 3. 新旧対照表

別紙のとおり

### 4. 施行予定日

- (1) 清掃・リサイクル審議会に係る規定の廃止については、現行（第9期）の清掃・リサイクル審議会委員の任期が令和8年5月31日までのため、令和8年6月1日から施行する。
- (2) 引用法令の改正に伴う関係規定の改正については、令和8年4月1日から施行する。

## 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区清掃・リサイクル条例 平成11年12月10日条例第52号</p>	<p>○世田谷区清掃・リサイクル条例 平成11年12月10日条例第52号</p>
<p>目次 第1章 総則 第5節 <u>削除</u>  第5節 <u>削除</u>  (パーソナルコンピュータの排出方法) 第39条の3 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式の</p>	<p>目次 第1章 総則 第5節 <u>世田谷区清掃・リサイクル審議会（第11条）</u>  第5節 <u>世田谷区清掃・リサイクル審議会</u> <u>第11条 廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</u> <u>（1） 廃棄物の減量及び適正な処理に関する基本方針</u> <u>（2） 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項</u> <u>3 審議会は、学識経験者、区民及び事業者のうちから区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。</u> <u>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>  (パーソナルコンピュータの排出方法) 第39条の3 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式の</p>

改正後	改正前
<p>ものを含む。以下同じ。)を排出してはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 占有者は、パーソナルコンピュータを排出するときは、当該パーソナルコンピュータの再資源化(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第7項に規定する再資源化をいう。)が確実に実施されるよう、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者等に適切に引き渡すものとする。</p> <p><u>附 則 (令和●年●月●日条例第●号)</u>  <u>この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第39条の3第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ものを含む。以下同じ。)を排出してはならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 占有者は、パーソナルコンピュータを排出するときは、当該パーソナルコンピュータの再資源化(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第6項に規定する再資源化をいう。)が確実に実施されるよう、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者等に適切に引き渡すものとする。</p>